

(仮称) 子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会
(第2回)

令和7年7月22日(火)

午後 3 時 00 分 開会

○村松課長代理

それでは、ただいまから（仮称）子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会の第 2 回委員会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めさせていただきます、教育庁地域教育支援部の村松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは着席にて失礼いたします。

本委員会は設置要綱第 5 条第 1 項によりまして、開催の都度、委員長が招集することとなっております。本日はオンラインを含め 8 名の委員の方にご出席いただいております。なお、本日は傍聴の方はいらっしゃらないということをご報告させていただきます。

本日、Teams 上に同じ資料を映しながらご説明をまいります。本日の資料は、ご覧の資料 1 から資料 4 と参考資料をご用意しております。初めにお手元の配布資料をご確認ください。本日はこの議事次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。また、本日の会議は議事次第にごございますように、おおむね午後 5 時、17 時までを予定してございます。

それでは開会に当たりまして教育庁地域教育支援部長、神永よりごあいさつ申し上げます。

○神永地域教育支援部長

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。私、この 4 月より教育庁の地域教育支援部長に着任しました、神永と申します。よろしくお願いいたします。皆さま方には日頃より都の教育行政にご高配を賜りまして、厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。また、本日はお忙しい中で（仮称）子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会、第 2 回にご参加を頂きまして誠にありがとうございます。

第 1 回は今年の 1 月に開催し、少し間が空いてしまったところですが、第 1 回の委員会では事業内容の具体的なイメージを基に、体験活動の方向性や、子供・若者の事業への関わりなどにつきましてご意見を頂いたと聞いているところでございます。

本日は、事業を実施するに当たり必要となる諸室や事業手法等につきまして、皆さまの専門的な見地からご意見を賜りたいと考えております。そういう意味ではこちらからも資料をお示して、ご説明をさせていただきますので、それを基に皆さま方から忌憚（きたん）のないご意見を頂ければと思います。また、われわれの取り組みにつきまして、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○村松課長代理

では、次に出席者の紹介ですが、ご出席の委員のご紹介につきましては、お手元の委員名

簿と座席表の配布をもちましてご紹介に代えさせていただきます。ご了承ください。

また、青山副委員長は本日ご欠席との連絡を頂戴しております。本日は五十嵐委員長と倉持委員、村木委員がオンラインでのご参加となります。ぜひオンラインからも忌憚のないご意見を頂けると幸いです。

それでは、今後の議事につきましては、五十嵐委員長に以降の進行をお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員長

承知しました。それでは議事進行を務めさせていただきます。早速議事に移らせていただきます。まずは事務局より、資料の説明をお願いいたします。

○戸田課長

ありがとうございます。私、地域教育支援部社会教育施設調整担当課長の戸田と申します。よろしくお願いいたします。

資料のご説明に先立ちまして、本委員会につきまして説明がございます。本委員会につきましては、東京都情報公開条例に基づき公開にて行わせていただきます。会議資料、会議録等は、後日ホームページ等で公開したく存じます。公開に当たりまして、個人情報や都民等の間に混乱を生じさせる恐れがある未確定の情報等がある場合については、一部非開示、非開示として取り扱いさせていただければと考えてございますが、いかがでしょうか。

○岩切委員

異議なし。

○五十嵐委員長

今、異議なしというお声が聞こえたけども、皆さま、本委員会と資料の公開に関するご説明につきましてよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○五十嵐委員長

特段異議がないようでございますので、ご提案どおり委員会は公開で、資料についても支障のない範囲で公開ということにいたしたいと思います。

○戸田課長

ありがとうございます。それでは、事前に配布させていただいております、(仮称) 子供・

若者体験活動施設区部基本計画検討委員会、第2回資料、資料4でございます。こちらをご覧くださいと思います。資料につきましては、まとめて事務局のほうからご説明をさせていただきますと思います。

では、資料をお開きいただき、目次をご覧ください。まず、目次3つございますが、1の事業コンセプトの振り返りをさせていただき、その後、2の施設整備、3事業手法についてご説明をさせていただきます。その上で、施設整備、事業手法、それぞれ議題ごとにご意見を頂戴いただければと考えてございます。

次のページに移っていただきまして、1番の事業コンセプトです。こちらは再度のご説明となりますが、事業内容や施設整備の前提となりますので、事業構想でお出ししている内容を簡単にこちらからご説明させていただきます。

新たな事業につきましては、事業対象をこれまでの幅広い都民から多様な子供・若者にシフトし、将来の社会参画に向けたきっかけづくりや、多様性の理解を深めることができる体験の機会と場を提供してまいります。コンセプトにつきましては、子供・若者の自立発達に向けた社会を共創する施設としていところでございます。

事業の全体像につきましては、右側の全体図のイメージをご覧くださいと思いますが、多様性への理解促進と自立に向けた体験ができる事業を中核に位置付け、事業運営につきましては、実際にさまざまな現場で担われているNPO団体等に行っていただくことを想定しております。

機能としては3つ考えております。まず1点につきましては、子供・若者に多様な体験学習を提供する機能。2点目につきましては、子供・若者の自主的な活動交流の機会や場を提供する機能。3点目につきましては、その担い手となるさまざまなNPO団体等が参画・交流し、情報交換等を行う機会を提供する機能となります。これら3つの機能につきましては、前回の第1回の委員会で頂いたご意見やNPO団体等のヒアリングでのお話を踏まえ、想定する具体的な取組内容やプログラムを実施するに当たり、必要と考える諸室などについて、事務局の案としてまとめております。そちらが2の施設整備についての資料となっております。本日は、想定されるプログラムや利用者像を踏まえて、必要となる機能や規模、そして、施設計画等に留意すべき点についてご意見を頂ければと思います。

では、先ほどご案内しました資料の4ページ、事業内容および必要な諸室について、ご説明をまいります。

まず1つ目の機能である、子供・若者への多様な体験学習の提供についてでございます。体験活動につきましては、第1回の委員会においても多くの重要な視点についてご意見を頂いております。諸室等の計画に当たって参考にさせていただくとともに、具体的にプログラムを企画する段階、この後になりますが、そちらの段階においても今回頂いたご意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

こちらの資料につきましては、取組の例として第1回でもイメージとして挙げさせていただいた内容となっておりますが、これらのプログラムを実施するに当たり必要な諸室の

想定を右側の欄にも挙げております。

まず、上段のポテンシャルを見いだす体験です。まず体験機会の少ない子供・若者を対象とした楽器演奏や華道等の芸術文化の体験としましては、音楽や演劇ができる音楽演劇室や、また、多目的室、和室の利用などを想定しているところです。

また、各種スポーツ体験やプロによる講座など、スポーツに触れる体験につきましては、アリーナや体育室、プールなどを想定しております。

また、特性に合わせた学習支援につきましては、多目的室を考えております。

さらに、不登校や、宿泊・旅行の体験の機会のない子供に向けた宿泊体験の場所として、宿泊室やキッチンルームを想定しております。

続きまして、資料下段の社会参画に向けた体験については、不登校やヤングケアラーの子供など、課題、特性に応じた子供同士の交流の場として、スポーツやイベントなどを通じた交流プログラムが考えられます。その場所として体育室やアリーナ、多目的室や宿泊室などの活用を想定しております。

また、スポーツや世界の料理を通じた国際交流、インクルーシブな演奏機会、演奏会などの交流プログラムの場として、アリーナ、キッチンルーム、音楽演劇室を考えているところです。

障害のある子供・若者の仕事体験、洗濯や調理など自立に向けた生活力を身に付ける場としてレストランや生活体験室、キッチンルームなどが必要と考えております。

続きまして資料 5 ページです。機能の 2 点目、子供・若者の自主的活動、交流の機会や場の提供についてでございます。こちらは第 1 回の委員会において、子供・若者の自主的活動や企画運営の参画についてご意見を頂いており、それらを踏まえてこちらの機能の 2 点目、3 点目を整理しました。

内容につきましては、子供・若者が新しい施設で実施する体験プログラム等の企画・運営への参画の場、また、自主的活動の発表やグループ間の交流などを想定しておりまして、それぞれ必要な諸室の案について右の欄に記載しております。多目的室やセミナーホール、学習や交流ができるスペースの他、宿泊を伴うプログラムも想定しているため、宿泊室も必要と考えているところでございます。

続きまして資料下段、機能の 3 点目です。NPO 等の参画・交流の機会の提供というところで、こちらにつきましては、体験プログラムに参画する NPO 等の交流や情報交換の場として、また、企画を連携、協働して行う部屋として、多目的室やセミナーホール、学習・交流スペースなどを想定しております。

続きまして資料をおめくりいただき、資料 6、7 でございます。こちらにつきましては、必要な諸室の規模を示したものとなります。

まず資料 6 ページで、宿泊エリアでございます。後ほど施設整備の方向性は改めてご説明をさせていただきますが、宿泊棟につきましては一部改修とし、スポーツ・文化学習棟につきましては、改築する方向で考えております。まず、宿泊棟につきましては、主要設備等

の改修が中心となるため、宿泊棟内にある宿泊室、和室は、現在と同規模を想定しているところでございます。

続いて下段の文化系エリアです。セミナーホールにつきましては、プレゼンテーションや発表会等の利用を想定して、150 人から 200 名程度を収容できる広さを想定しております。

また、多目的室については、さまざまなグループ活動に利用できるよう、それぞれ 80 名、30 名、20 名程度が入る 3 部屋の設置を想定しているところです。さまざまなニーズに対応できるよう可動式の間仕切りなどにより、分割または一体の部屋として使えるような形で考えているところです。

また、音楽演劇室については、音楽活動やダンス、演劇といった活動にも使用できる設備を設けた部屋として検討しております。40 名、20 名程度が入る 2 部屋の設置を想定しております。

最後にキッチンルームについては、調理台を設置する形で、最大 40 名程度が入れる部屋という形で考えているところです。

資料の最下段の学習・交流スペースです。こちらについては、子供・若者が自主的な活動や交流ができる場所や、NPO 団体等の交流の場として想定しているところです。また、学習相談の場としての活用も考えており、面積として 550 平米程度を想定しているところです。こちらにつきましては幾つかの場所に分割して設けることを検討しておりますが、工夫を凝らして自主的な活動や交流を促進していける場所になるようにと考えているところです。

続きまして 7 ページです。スポーツエリアになります。まずアリーナについては、車いすバスケットボールなど、さまざまなインクルーシブプログラムにも対応できるよう整備してまいります。広さは現在と同規模で、バスケットボールコート 2 面程度の広さを想定しているところです。

体育室については、さまざまなプログラムやグループ活動に活用できるよう、500 平米、250 平米程度の広さの異なる 2 つの部屋を整備するよう検討しております。

続いて屋内プールにつきましては、現在より規模を縮小の上、障害のある方や小さな子供にも使いやすいよう、スロープ等の整備も予定しているところです。

スポーツエリア最後の屋外広場ですが、こちらにつきましては雨天時にも活動できるよう一部屋根を設置する方向です。こちらは暑さ対策にもなり、さまざまな屋外スポーツやレクリエーションでの活用も想定しているところです。

最後、共通エリアです。キッズルームや保健室、レストランについても設置する予定でございます。レストランについては、改修のみを行う宿泊棟内にありますので、現在と同規模の 130 名程度が入れる広さと考えているところです。また、特別支援学校の生徒さんがご利用できるよう、再調理室について、引き続き設置していくことを考えてございます。

こちらにお示ししている面積につきましては、倉庫など付帯機能を除いた活動面積としてお出ししているところになります。

導入諸室の規模等、諸室イメージのご説明は以上となります。

続きまして資料 8 ページ、整備における前提要件および留意事項についてご説明します。

まず上段の地盤についてです。こちらについては、第 1 回の委員会におきまして施設見学もしていただきましたが、現在の区部ユース・プラザがごございます夢の島公園につきましては、海沿いの埋立地というところもあり、地盤沈下が見られる軟弱な地盤となっております。また、ごみの埋立処分場であったことが起因して、地下の躯体や、基礎の施工のために掘削する土壌からは廃棄物が出てくるような可能性があるというところもあります。これらに留意をしながら施設整備を進めていく必要があります。

続きまして、施設の設置要件です。

まず 1 点目として、今回の計画地が都立夢の島公園内にございますので、都市公園法に基づく公園施設であることが必要となります。そのため設置許可により公園内に設置されるということになります。

続きまして、2 点目としては、同一公園内に同種の施設が設けられていないことが原則となります。バーベキュー場につきましては、NPO 団体のヒアリングからもご意見、ご要望があったところではありますが、すでに夢の島公園内にバーベキュー施設が存在しているというところがありますので、今回の施設整備ではこちらからは設置はせず、公園内にある施設との連携方法を検討していくところでございます。

3 点目につきましては、建ぺい率です。都市公園法および都市公園条例に基づきまして公園施設の建築面積の基準がありますので、そちらを踏まえ整備する必要があります。ご参考までに載せておりますので、ご覧いただければと思います。

以上が計画地における主な設置要件となりまして、諸室の検討に当たってこれらを前提に検討することとなります。

資料下段の施設整備の方向性です。改修と改築いずれが望ましいかという検討をこの間進めていたところですが、まずスポーツ・文化学習棟につきましては、築 50 年近く経ち建物の老朽化が進んでいるというところ、また、地盤沈下の状況や安全性、さらには新事業が実施しやすい諸室配置等の観点から、改築が必要と考えているところです。一方で、宿泊棟については築 20 年ぐらいというところで、老朽設備の更新や事業内容を踏まえた諸室の一部改修という形で行うことを考えているところです。

この整備方針や諸室イメージを踏まえ、資料 9 ページに新施設のゾーニング、機能配置のイメージをお示ししています。こちら資料上段に平面的なイメージ図と、そのすぐ下に断面的なイメージ図を入れているところです。

考え方としては、大きく 4 つほど示しているところです。まず 1 つ目が、エントランスを大きく構えて各機能へ直接アクセスができること。2 つ目が、エントランスと、あと共用空間については、大人数が集まるイベントを考慮した計画であること。また、3 点目としましては、文化系エリアと学習・交流スペースにつきましては、諸室の相互利用が可能となるような隣接した配置とすること。最後の 4 つ目で、公園との一体感を配慮して、また、一般

利用がしやすいよう、屋外スペースの配置を工夫することとしています。誰もが使いやすい配置計画という形で考えているところです。

以上で、2の施設整備に係る資料説明は以上となります。

引き続きまして、3の事業手法についてご説明をさせていただきます。ページは10ページです。新たな事業においては施設整備が入ってまいります。設計から解体、改築、改修、ハードの維持管理、運営、そして、本事業の中核となる体験活動事業の効果的な実施方法など、適切な手法の選定に向けて現在検討を進めているところです。

今回の本事業において考え得る手法としてPFI方式、直営を想定しているところです。まずPFI方式については、民間の資金やノウハウを活用して公共施設の整備、運営を行うものということで、財政負担の軽減やサービスの質向上が期待されるところです。一方で、直営については、都が直接事業者を選定する方式となりますので、公共性を重視する事業に適しているというふうに言われているところでございます。なお、直営のうち表の右側にございますとおり、施設の管理、運営を民間団体等に委託する指定管理者制度といったところも考えられるところでございます。

こちらの手法の中で事業の中核になります体験活動事業につきましては、公共性、社会性が強いものということで、都との連携、調整の下、時代の状況であるとか、あとは課題に応じた内容を効果的、効率的に企画、実施していく必要がございます。体験活動事業につきましては、多様なNPOや団体等がプログラムの企画、実施を行うことを考えているところでございます。

これらの団体との連携が求められていくというところがありますので、実際の事業の運営については、NPO団体等を選定、統括する事業者を置くことが必要ではないかというふうに考えているところです。これをコーディネーターというふうに言っておりますが、このコーディネーターについては、対象となる子供・若者について知見を持ち、かつ、プログラムの年間事業計画の検討やさまざまなNPOとの連絡、調整を行うことができる、ノウハウを有するような事業者が担うことが必要ではないかというふうに考えているところです。

この資料左のPFI事業のうち、体験活動をPFI事業の範囲に含めず、別の選定にする形としたものが一番表の左側の分割選定というところになります。こちらの案については、1つの施設において施設の整備、維持管理、運営を行う事業者と、体験活動を提供するコーディネーターが両方存在することになります。PFI事業者とコーディネーターが円滑に調整を行うような仕組みといったところも、この案にする場合は検討が必要となります。

これらの手法のメリット、デメリットを定性的、定量的に比較検討した上で、新たな事業に最適な実施体制の構築を目指してまいりたいと思います。

事務局からの資料説明は以上となりますが、最後に、こちら今回の事業対象とする多くの子供・若者に施設に来て体験してもらうためには、費用の設定であるとか、情報の届け方、そういったところも検討する必要があると考えています。本日の資料にはございませんが、費用面、体験活動の参加料の在り方についても、本日併せてご意見を頂ければというふうに

考えているところです。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。事務局のほうから事業コンセプトを踏まえまして、機能ごとの取組内容から想定する必要な諸室、新施設のゾーニング、機能配置イメージなど、施設整備について、また、事業手法についてもご説明を頂いたところです。まずは諸室案についてご意見を頂きまして、その後に事業手法について検討をしてみたいと思います。最後に参加料、費用面の話についてもご意見を頂きたいと思います。

まず、施設整備についてご意見をお願いしたいと思いますが、どなたかよろしく願いいたします。

○岩切委員

議論の前提をちょっと確認してもいいですか。

○戸田課長

はい。

○岩切委員

2点なんですけども、1点は、多摩のほうの施設があるかと思うんです。一応この区部基本計画ということで名称が付いてるってということで、僕は多摩市部というような認識なんです。この関係性は一応もう全く別の施設として考えるのか、役割分担がもう想定されているのかっていうところを、ちょっと一応前提としてもう一度確認をさせていただきたいというところ。

あと、子供・若者の、いわゆる若者の年齢層っていうのがやっぱり年々、昔に比べると幅が広がってますので、何か一応どのあたり、未成年を指しているのか、国とかが使っている39歳までっていうような定義でお考えなのか、それってやってくるプログラムもかなり幅が変わってくるかなっていうふうに思うんです。議論の前提条件として、そこを今どのようにお考えかをちょっと確認をさせていただければと思うんですが。

○五十嵐委員長

お願いいたします。

○戸田課長

事務局から、まず1点目の多摩ですね。多摩のユース・プラザとの役割分担とか、そういったところの違いというところでございます。多摩につきましては、今年度から新事業がス

タートしているところでございます。多摩のほうについても一部体験活動事業がスタートしている形です。その上で今回の子供・若者の体験活動施設については、多摩のほうにも一部反映できるところは反映しながら、主だったところについては、施設整備と新たな事業が令和 11 年度以降スタートする区部のほうに主に反映していくという形になってございます。ですので、今回ご議論いただく部分については、区部の基本計画も含めた必要な施設の整備であるとか、それに準ずるような形でサービスといったところをご議論いただければと考えているところです。

○岩切委員

それは区部のほうが一応先行していろんなことをやりつつ、市部のほうにも必要に応じてそれを反映していくという認識で間違いないですか。

○戸田課長

そうですね。体験活動はということで、施設整備のところはどうしても難しい部分がありますが。

○岩切委員

はい、もちろんです。

○戸田課長

体験活動の中で多摩のほうにも反映できる部分については、必要に応じてというところになってくるところです。

続きまして、子供・若者のうち若者の定義ですが、この事業については、明確な定義を示しているところではないですが、基本的には若者については、まずは就学以降、高校生、あとは大学に入る子供たちのところをターゲットにしながら、一方で不登校であるとか、ひきこもりとか、そういったところについては少し幅広な年代で、上限としては 30 歳ぐらいまでを、考えているところでございます。

○岩切委員

分かりました。五十嵐先生、大丈夫です。確認できました。

○五十嵐委員長

他いかがでしょうか。

○小池委員

1 点、私も確認というか、ちょっと前のことが全然記憶になくて申し訳ないんですけど、

1 番の事業コンセプトのこの言葉っていうのは、もう決定したことではでしょうか。

○戸田課長

事業コンセプトにつきましては、昨年の 12 月に事業構想を公表しており、その中で新しい事業については、この子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創する施設という形で出させていただいたところです。

○小池委員

中身は私も話をした記憶があるんです。今ちょっと改めて見ると、子供・若者の自立・発達に向けた社会っていうことが、日本語的にどうなのかなってちょっと今思ったので、いつ決まったのかなっていう確認でした。

○戸田課長

公表したのが昨年の 12 月になってまいりまして、その前の段階で、これでいくという形になっております。

○小池委員

この言葉だったんですね。

○五十嵐委員長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。

○小松委員

私、建築のほうなので、こういう施設を造る時、どういうふうを考えるかってことなんですけども、設計する側からすればこういう条件でこういうふうに、こういう要求があるのでそれを満足してくださいというふうに発注者側から言われて、それを満足できるように図面を作っていくっていうのが、大体普通のやり方なんですね。事業の手法は後でというふうにおっしゃっているんですけども、実はその事業手法と、それから部屋のつくり方っていうのは相当関係があって、むしろ先に事業手法が決まらないと部屋の必要性みたいなものの検討っていうのは難しいような気がするんです。今のご説明のとおりだとすると、かなり部屋を限定というか、もう実態を定義しちゃって、こういう部屋、こういう部屋、こういう部屋っていうふうにずっと列挙されていて、そこでこういうことをやるっていうのも想定を、具体的に全部想定されているように思うんですね。

そうするとその後のほうの民間自身のノウハウでもっていろいろやるって言われても、もう使うべき部屋が全部決まって、やり方も決まっているんだったら、それに従ってやるしかないわけですね。そうだとすると、もうそれは単純に運営をするだけであって、創意工夫

ってというのは要するに運営のコストをいかに安くするかっていうそれだけの話にしかならないので、そこに業者のノウハウってというのは入りづらいわけですね。そうなってくると、単純に管理だけやります、掃除だけやりますってというような会社が入ってきて、掃除をしてきれいに使ってくださいねって言うだけのことになるだろうというふうに、私は想像します。

じゃあ、そのところをもう少し民間がいろんな発想を入れられて施設を造るっていうか、ある程度形まで自分たちで決めていくっていうことができるようにするんであれば、こんな具体的な条件はあまり決めないほうがむしろ良くて、例えて言えばコンペのようなものやって、民間業者の提案と事業者の決定とをやるんだってというようなやり方をするケースも時々あります。ただ、コンペをやるのであればそれなりの準備が要りますし、これ結構大変な話なんですよ、専門的な知識も必要ですので。この場でコンペってちょっとあり得ないかなっていうふうに私は思っていますけど、そういうような形が普通は取られるだろうというふうに思います。

事業主体の事業のほうに関してはちょっと置いとくとして、内容を見てると今とそこまで変わんないなっていう感じがするんですよ。あれも要る、これも要るっていうふうにいるような必要性を考えて、全部それを取り込もうというふうにされているように見えるんで、必要なかもしれないんですけども、もう少しターゲットを絞るなり、目的を絞るなりしてやってもいいのかなという気はするんですね。

ここで全てのことをやらなくちゃいけないってことは多分ないはずで、子供がいろんなことを体験できる場っていうのは、多分いろいろあると思うんですね。例えば演劇とか、音楽というのは学校のクラブ活動でももちろんあるだろうし、それから例えば私の娘はジュニアオーケストラというのに入ったりしたことがあるんですが、そういう他のいろんなところでやってる活動もありますから、そういうところで大体できるのであれば、それはもうそっちに任せてもいい。むしろここでしかできない話ってのは何だっていうところを、もう少し突っ込んでいただいたほうがいいのかなっていう気はします。

例えば宿泊体験みたいな話は、これはちょっとなかなか普通ホテル行って泊まってっていうのは、普通の子供だったら親に連れられていくってことはあると思いますけども、やっぱり障害をお持ちの方はなかなかそれも大変だったりするので、そういう意味での体験施設っていうのは大事なかなっていうふうには思います。これは個人的な考えなんで、またいろいろご意見があるとは思いますが。そういうふうに関心があるところにはっていうところにもう少し特化していてもいいのかなっていう気は、ちょっと部屋の配置なんかを見て感じます。

それと、部屋も形を決めてしまうと、もうそれ以外に使えないって話になる可能性が結構高いんですね。そうすると例えば 20 年ぐらい経っていろいろニーズが変わってきた時に、古いからやっぱり建て替えましょうって話にまたすぐなるので、できれば避けていきたいなというふうに思うので、もう少し緩い想定でどう使ってもいいよみたいな部屋をたくさん

ん用意しておくとか、空間を用意しておくとかっていうほうがいいのかなっていうふうに、私は考えています。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。重要なお指摘だったと思いますけれども、それに関連してでも結構でございますが、他の方、いかがでございましょうか。

○朝日委員

関連してよろしいですか。朝日です。お願いします。

私も、事業手法と密接に関係させたほうがいいと、小松先生と同じように思っています。

それで、やっぱり今のままだと何かをしにきた時、目的として何かをしにきた時に受け皿になるものを備えようとしているっていうようなふうに見えてしまって、これまでの議論で自主性っていうところへの対応が、設備として諸室みたいに考えていくと難しいところがあると思うんですね。こういう自主的に何かをするっていうことで育つものっていうのは、このもともとのコンセプトからすると大きいかなと思うので、それを反映させるような何かものが空間的にもあるといいなっていうふうに思っています。

それで言うところと事業手法のところでご説明があったような運営者、指定管理者だとか、コーディネーターというところが決定的に大事な意味を持つっていうのは、今までの議事録でもあったんですね。だから、その事業手法との関連で考えていったほうがいいのではないかなというふうに思っています。例えば自主性への仕掛けみたいなのは、コンシェルジュ機能みたいなものであったり、そういったノウハウを有する運営者がやっていくものかなというふうに思います。

それで言うと、この図の中で言うと、管理みたいなのがそれに当たるかと思うんです。ちょっと違うかもしれませんが、子供センター、児童館、ああいうところの例を、最近の例で言うと、やっぱりそういうところが防犯上も、いろんな企画上もそういうところの配置、場所だとか、空間的にどれぐらい開かれているかについて、この管理部門がすごく工夫されてる例が多いように思うので、そういったところがもうちょっと議論されるといいなというふうに思いました。

あと、コーディネーターみたいなのところとか、運営管理者っていうところなんですが、ちょっとよく分かってないんですけども、いつも何か誰かが立ち寄って何とかするっていうよりは、場所上何かをしにきて、そこで交流をするっていうイメージですよっていう確認なんです。そうするとまた町で立ち寄れるみたいなのところとは違ってくるので、来た人同士が何かをできるとか、そういったような形になってくるのかなと思うんです。それも空間的に何か工夫ができるんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味でも繰り返しになりますが、運営管理者と設計との間のコミュニケーションが取れる形態が、初期のうちから取れる形態がいいんじゃないかなと感じました。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょう。

○王委員

王です。発言してよろしいでしょうか。

○五十嵐委員長

じゃあ、先に王さんで、次に倉持さん、お願いいたします。

○王委員

ありがとうございます。お二方がおっしゃっていただいたように、事業手法とものすごく関連して考える必要性もあるのかなっていうふうに考えております。ただ、現状必要な諸室に対しての、この 4 ページ目で書かれている取組内容ってというのは、あくまで諸室としてこういった体験活動ができるような部屋を想定しているだけで、ここの活動自体は書かれている記載の例は、必ずしもそこに限定されるってということはないのかなっていうふうに思っています。

じゃあ、そうなった時に後々事業手法が決定された後、この諸室に対して起きてくる問題ってどういった部分なのかなということを考えていった時、恐らく例えば学習・交流スペースのものと使おうとしている定義がそこにあって、ただ、新しい事業者が入ってきた時にやっぱりこの部屋をこういうふうに使いたいとかだったり、交流スペース、例えば全部机、椅子がば一と並んでる状態っていう想定だったのが、事業者が入った時にここの場所にユーススペースを設けましょうとかだったり、そういった形でもともと一回設計上で定義された部屋の使い方が、後々事業者たちが自由にそこをアレンジできるっていう状態であれば、ある程度はそこは解決できるんじゃないかなっていうふうに想定してるのが 1 点目です。

2 点目は、やっぱり空間自体の、部屋自体っていうよりも空間の中で例えばどういった設備を置いていくのか、現状パソコンなどを設置するとしたらどういった部分で設置するかとかだったり、部屋自体の空間としてどういうふうな支援的な効果を期待した空間設計にしていくのかっていうところは、一般諸室が決定された後にそれぞれの諸室に対してこういった空間が良いのではないかっていうところを、そこがもしかしたら前後してしまうかもしれないんですけど、事業者がもし先に決定できるようであれば、事業者と一緒にそこを考えていく必要があるのかなというふうに思います。

事業者がどうしても改築等でそれなりの年数かかるっていう状態かと思うので、事業者が後々選定されるっていう状態であれば、先に必要な、そもそも空間としてこの施設の中でどういった支援的な効果とかだったり、どういった設備、備品として必要なのかっていうと

ころを、この場で議論できたらいいんじゃないかなっていうふうに思います。

あとは事業者たちが後々、でもこの空間の中にこういった備品を新たに設けていきたい、それこそ時代の流れに合わせて新しく必要とされる備品だったり、空間とかだったり、そういったものが自由に少しアレンジできるような、そういった空間としての余白があればいいんじゃないかなっていうふうに思います。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。じゃあ、倉持さん、お願いいたします。

○倉持委員

ありがとうございます。私はあんまり総合的に考えなくて、そういう使い方とそういう設備があるんだなと思いながら聞いてたんですけど。1つ質問は、学習・交流スペースっていうのは、すみません、聞き漏らしちゃったからかもしれないんですけど、オープンな予約とかが要らないフリーなスペースなのかっていうのをちょっと伺いたいなと思いました。そういうものなんじゃないかってちょっと勝手に思い込んで聞いたので、そうなのかどうかっていうのを聞きたいっていうのが1つです。やっぱり何か若者の施設ってオープンな予約とかなくても使えるような、フリーなロビーみたいな延長線上の場があるっていうイメージが私の中ではあったんで、そういうのがもしなければあったほうがいいなっていうふうに思ったのが1つです。

あと、キッチンルームとか、多目的室とか、大体必要そうなものはそろってるっていうふうに思ったんですけど、キッチンルームはいわゆる調理室みたいな部屋も必要だと思うんですけど、カフェスペースというか、自分たちで何か作って、それを飲んだり食べたりしながらおしゃべりしてみたいな、そういうところから創造性が発揮していくのかなっていうふうに思ったりしたんです。そのキッチンルームっていうのは割と従来型、火の安全とかは大事だとは思うんですけども、一方でそういう作ったり食べたりしながら、交流しながら、創造性を発揮するっていうのも必要なと思ったので、キッチンルームのイメージとか、あるいはそういう場みたいなものがあるのかっていうこと。

あと、文化エリアなのかもしれないんですけど、工作とか、工芸とかする時は、例えばこういう部屋を使うのかなっていうふうに思って、ものづくりを通して体験をするとか、交流するっていうことなんかも体験の一部なんじゃないかなというふうに思ったんです。あと、公園の中にあるので、そういう自然を生かした何か工作とか、体験とかっていうのがあるのかなと思ったんです。こういう時は汚してもいいような部屋っていうとどれなのかなというの、ちょっと伺えたらと思います。

あと、やっぱりダンスとかも若者はすると思うんですけど、そういう少し体を動かしたりしてもいい鏡張りの部屋とかっていうと、スポーツ系のほうの部屋なのか、どれなのかなとかっていうのもちょっと伺えたらと思います。

あと、セミナーホールっていうのは、いわゆる椅子とか机が固まった感じの部屋なのか、ホールのな部屋なのか、可動式なスペースなのかっていうのもちょっと伺いたいなというふうに思っ。やっぱり他の施設ではない、ここにわざわざ来てっていうことで考えると、例えば 100 人以上の規模でワークショップできるみたいな、学校とか近隣の社会教育施設にはないキャパシティーのっていうようなことを考えた時に、そういうのは例えばどの部屋でやれるかなとかっていうふうに、使い方を想像しながら聞いていました。

質問のような意見のような感じになりましたが、以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。何か事務局のほうからありますか、コメント。

○村松課長代理

今、倉持先生から頂いた、個々の部屋について今想定しているところをお伝えできればと思います。この施設全体を通してなんですけれども、さまざまな用途に使っていただけるように、かつ、多様な子供たちにも使っていただけるような形で、用途を決め切らないようなものをこれから検討してまいりたいと考えております。

その上でちょっと例として挙げていただいたところでお伝えしますと、まず学習・交流スペースに関しては、オープンな、フリーに出入りしていただける。入って自由に交流が広がっていきけるようなスペースで考えております。そこに多様な仕掛け、工夫を入れていければと考えておりまして、交流と学習、なかなか併存しない部分もあるかとは思いますが、そういったところも空間の工夫なり、これからの検討の中で考えてまいりたいと思っております。

続いて、カフェスペース、キッチンルームですかね。キッチンルームも今までの想定としては通常の調理室といったところを想定はしていたんですが、今お話を頂いたようなカフェスペースといったところも使い方ですとか、行きたいなと思えるような部屋になるような形でこちらも考えてまいりたいと思います。

工作ですね。具体的にちょっと工作ルームというようなものは入れていないんですけれども、例えば水が使える部屋だったり、床材の工夫だったりといったところで工作もできる部屋になり得るかと思しますので、それを具体的にどの部屋でできるようにしていくのかというのは、これから検討していく部分にはなりますが、そういった多様なプログラム、工作も含めてできるような部屋を考えてまいります。

あとはダンスですね。ダンス、鏡張りの部屋というところで、今お出ししている中では音楽演劇室というところで防音も入っている、かつ、そういった鏡もあるような部屋が活用いただけるのかなとは思っています。例えば備品のところで調整できるところもありますので、例えばセミナーホールだったり、多目的室というところでの活用も考え得るのかなとは思っています。

そして最後、セミナーホールですね。セミナーホール、人数としては今想定しているのが、プレゼンですとか、発表会などでも使っていただけるように、150人から200人程度の規模を収容できるような部屋を考えております。先ほどおっしゃっていただいた100人以上でのワークショップなんかもちろこの部屋を活用いただけるかと思ひますし、もっと広い大人数でとなると、体育室だったり、アリーナっていうところも使っていただけるのかなとは思ひます。使い方を決め付けないような形で椅子や机なんかも収納できて、広いスペースとしても活用いただけるような、多様な使い方をしていただけるような形で、用途を決め切らないように検討してまいりたいとは思ひています。以上になります。

○小松委員

ちょっと小松ですけど、今の話に関連して、ニューヨークなんかで倉庫をアトリエにしちゃう芸術家とか結構いますよね。今そういうのがはやってて、がらんとしたでっかい空間ってのは何でもできるんですよ。そこに必要なものを持ち込んで、場合によってはオフィスにもなるし、ダンスしたければ、音の問題点ちょっと遮音のあれがあるんですけども、ある程度密閉性が高ければ音は漏れないしっていうことで、用途を決めてここはキッチンですっていうふうにしてしまうと、流しやいろんなものが固定されちゃって、そこからもう動かなくなっちゃうんですね。それはもうそれしか使えませんが話になるんですけど、そうじゃなくて、単純に水が使える場所があつて、燃料なんか今カセットなんかもあるし、場合によってはちょっと危ないかもしれないけど、ゴム管にしたり、あるいは電気でやるなり工夫すれば、ある日は料理やっているけど、次の日は会議やっていると、また違う日には机、台を持ち出してトンテンカンって何かやっていると、そういうふうに関ろんな用途を包含できるっていう空間をつくるってことは、これは設計の仕方の問題なんですけどね。条件をうまく設定すればできるはずなんです。

ただし、ほんとのキッチンみたいにきちっとしたものがなかなかやっぱり用意できないし、防音も完璧ではないし、ダンスのできる鏡が張つてあつたりとかじゃなくて、鏡は持つてきて置いとくだけとかね。床もちょっとそんなダンスに適した床にはならないとか、そういう制約はもちろんあるんですけども、フレキシビリティみたいなことを重視するんであれば、それなりの設計の仕方っていうのもあるはずなんです。

だから、逆に言えば発注する時にどう関ろんな条件をつくるかっていうところがすごく大事で、キッチン作つて下さいって言つたらちゃんとキッチン皆さん、設計者はちゃんとシンク並べてキッチン作りますよ。だけど、そうじゃなくて、キッチンにもなるし、ワークスペースにもなるし、会議もできるし、何でもできる部屋にしてくださいって言つたら、じゃあどうするかっていうのは、設計者のほうで工夫するということになるんですね。その辺の仕様の決め方っていうのはすごく大事です。

それと、やっぱり設計者をどう選ぶかっていうところも、これからの話だとは思ひんですけども、ある程度競わせるんであれば条件は出して、こういう要件で設計作つてみてくだ

さいと何人かにお願いして、それはコンペですけど、その中からいいのを選ぶっていう手はありますね。設計者に考えてもらうっていうのは、こっちで考えてるよりもっといろんな面白いアイデアが出てくる可能性があるんですね。

それをやるのであれば、それに向けて準備をしていくっていうことが必要になるし、それしないである程度もう都のほうで発注、仕様を全部決めて、そのとおりにやってくださいってのは従来のいろんな庁舎の発注みたいに同じようにやるのであれば、それはそれでやりやすいことは確かです。ただ、やっぱり固定された、要するにここで考えたこと以上のことは出てこないっていうことになるんですね。その辺どうするかっていうところが、1つポイントではあるのかなっていう気がします。

ここで考えられることがベストであればもちろんいいんですけども、やっぱりなかなかアイデアっていうのは限られた人間でやっていると出てこないことも多いんで、そういう可能性もあるかなっていう気はしてます。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。村木委員、お願いいたします。

○村木委員

すみません。今のご発言にちょっと触発されて発言させていただきますけど、今の需要から考えて諸室の使い方っていうのをリジットに考えると、将来的にほんとに使えなくなる可能性って、つまりトレンドによって何を求めるのかっていうのはすごく時代を反映するので、ましてやその変わり方っていうのが昔よりも速いっていうことを考えると、あんまり何とか室って考えないほうがいいのではないだろうかというのを私も思いました。

それからあとキッチンについて、普通にキッチンっていうふうにするのか、例えば災害が起きた時にここで炊き出しができるようなタイプのものまで考えてやるっていうふうにすると、設計の仕方も変わってくるんだと思うんです。そのあたりのことももう少し何か大きな視点で考えていくっていうことも、公共事業なので必要ではないかなと思いました。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。他にご発言されていない方、いらっしゃいましたでしょうか。

○岩切委員

五十嵐先生、ちょっと付け加えていいですか。

○五十嵐委員長

どうぞ。

○岩切委員

岩切です。ありがとうございます。今のデザイン先行っていうのはすごく、逆に言うと今までにない施設が出てくる可能性が大いにあるなと思ったんですけども、ちょっと伺いたかったのが、プールが要るか要らないかということです。私の中で思うのはプールは運営をするコストも結構かかると思うんです。施設に負担がかかるものだろうなっていうふうな推察はしてるんです。思い切ってなくすっていう選択肢もあるのかなと。辰巳もあって、有明もあって、各自治体さんでももうプール、スポーツセンターがありますので、必ずしもここにほんとうに必要なのかっていうところから考えると、どうなのかなっていう議論もあると思います。

思い切ってやっぱり広さを残して、例えばどういう使い方をするのかっていうのをデザインの面からいろいろ提案いただくっていうのは素晴らしいと思うんです。ただ、やっぱりもうちょっと絞って話をしていかないと、何か面積も、例えば屋外の屋根付きのところも400って数字が出てますけども、ほんとにそれで足りてるのかっていうと、多分すごい中途半端な屋根が出来上がって、逆にあんまり用途としてはちょっと何か難しい気もするなみたいな気もして。これが例えばもう1,000を超えて、大きなほんとにドームみたいなものができると、多分また全然やることが変わってくるなって気がするんです。何かもうちょっと整理をして面積を残して、使い方をもうちょっとフレキシブルに考えられる形にしないと、ちょっと難しいのかなというふうには思います。

高尾との施設のの違いっていうところで、例えば体験の中にいわゆる自然体験っていうものとか、野外活動っていうものをもしてお考えであるっていうことであるならば、多分バーベキューとは全く違いますっていうのは、まず前提として申し上げます。

もしそれを高尾のほうがエリア的に向いているから、それをするんだったらそっちですねと。区部は区部であえてそれはもうやらないです。それも1つの機能としては、プールと同じく捨てていくことになるかなっていうふうに思うんですけど、それも1つの判断かなって思っていて。ただ、バーベキュー広場があるからここで作れないってなってくると、ちょっと何か中途半端な状態になってしまってるというか。もしここを自然体験の野外活動みたいなを含めるんだったら、それ相応に多分場所としてバーベキューとは完全に区分けして考えないといけないかなっていう気はしますね。

前例で近隣の施設では、以前は野外料理だとか、いわゆる教育団体が多数使ってたんですが、今はファミリー向けのバーベキュー場になってしまったんですよ。そうすると教育団体はもう近寄らなくなっちゃったんですね。なぜならば、もうそこでお酒飲んでわーわーしてる人たちがたくさんいて、子供たちの教育活動ができる場ではもうないんですよ。だから、われわれはもう使えなくなっちゃったっていうところがあって。それは夢の島と同じというのであれば、夢の島も一般の方々がバーベキューして楽しまれてる。だけど、ちょっと教育活動とは系統が違う方もやっぱりいらっしゃるっていうのも事実でして、そうするとこ

こはもう夢の島としては、野外活動はするの、しないのっていうのを多分はっきりして、高尾のほうはもうすでに立派なできる場所があるのは間違いないので、何かそのあたりもちょっと機能としては考えていく必要があるかなというふうには思いました。

なので、機能性としてもうちちょっと精査して、面積を残して、もうちょっといろんなデザインの面とかも含めて、逆に言うと今の高校生とか、若い人たちに使ってほしい施設と考えるのであれば、相当デザイン性って大きいだろうなって私自身も思うんですよ。そういう中に逆に子供と若者が参画していく施設ってことをこれコンセプトとして書いているのであれば、例えば建設時になかなか事細かに参画いただくのが難しいのであれば、例えばちょっと先ほど小松先生がおっしゃったような、ちょっと機能を若者が考えていいよというような余地を残した施設としていければ、もしかしたらその都度その都度若者たちがいろんなアイデアを出しながら、もっとこういうふうな使い方があるんじゃないか、こんなのができるんじゃないかっていう受け止めも参画できるのかなというふうに思います。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。他はいらっしゃいましたでしょうか。

○王委員

王です。少し補足してよろしいですか。

○五十嵐委員長

はい。

○王委員

ありがとうございます。温水プールをなくすっていうところはちょっと考えてなかったので、もともとのこの上の部分でやりくりしてた部分が、温水プールがもしなくなったらだいぶ広くまた違うスペースとしていろんな用途ができるのかなっていうところがあって、ちょっとそこがどうしようっていうところで悩んじゃったんですけども。

もし温水プールを残した上で、上の部分についての各部屋、文化研修関係、交流系の部屋、施設についての話にいったん戻ると、まさにキッチンルームのように特色自体はもっと極端にすべきなのかなというふうに思っていて。例えばキッチンルームをもし限界までキッチンとしての要素を減らして、キッチンルームでもワークショップができるっていう状態なのであれば、例えばキッチン自体が壁際にある状態で、いろんな団体さんたちがキッチンを別に無視してその空間自体をより良く使えるようにしていくっていう、特色自体をなるべく減らしていく方向性。もしくは、ものすごく学校にない、家にないようなキッチンであり、そういった施設が入っているっていうところのどちらかに偏らせていくのもいいんじゃないかなっていうふうに思っていて。

ていうのも、現状施設自体の自由度もちろん重要だと思う一方で、この施設だからこそ来るってところは必要だと思っていて。例えば東京都さんが有楽町で運営されている TIB とかに関しては、やっぱり 20 メートル以上ある LED のスクリーンがあるからこそ、そこでコンテストをやりたいってような状態です。各施設それぞれにやっぱりただの空間としてであれば、もう正直学校の体育館をお借りしたほうが近いですし、安いですしっていうところもあるので、なので全ての部屋自体に、全てが自由である必要性はないのかなっていうふうに思っていて、一部はやっぱりここにしかない特色っていうところに入れていくべきなのかなっていうふうには思っております。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。いろいろご意見頂いたんですけれども、今回の資料のほうはいきなり諸室ですとか、規模っていうような形で決められてどうでしょうかって話だったんですが、今までのお話をお伺いして、自分もそう思うんですけれども、そもそもこの施設の管理運営っていいですか、どんな運営をして、どういう使い方をして、どんな管理をしていくんだっていうところの条件を決めていかないと、じゃあ、どういう諸室が必要で、どれだけの規模が必要で、じゃあ、プールが必要なのか、キッチンはどうするのかとか、そういったところがなかなかたどり着かないのかなというところで、運営の在り方ですとか、そういったところのご意見が結構幾つか出てきたかと思うんです。それと事業手法の問題が密接に絡んでいるっていうのは、もう小松委員も含めてご指摘いただいたところなんです。

じゃあ、事業手法についてコーディネーターですとか、NPO っていうのをどこから参画してもらうのか。運営ですとか、管理運営のところで重要な担い手なわけなんですけれども、そこがどういうことをしたいのかっていうところがすごく大事だと思うんです。そういう中でどういう事業をつくっていくのかっていうことになるのかなというふうに、自分としては今、お話をお伺いして感じたところでございます。

そういう面を含めて、事業手法を含めて管理運営の在り方ですとか、そういったあたりで何かご意見があればお願いしたいと思います。

○小松委員

小松です。最初にお話を伺った時からちょっと考えてたんですけども、NPO の人たちに活躍してもらってというコンセプトは非常にいいと思うんですね。ただ、一過性で皆さんにちょこっと来て、何かやってさっと帰るっていうやり方ももちろんあるかとは思いますが、それだとなかなか交流とか、いろんな話があるんですけど、生まれにくいのかなっていう気もちょっとします。

具体的にじゃあどうするかってことなんですけども、何団体かをずっと固定的にやるかどうかはちょっと別にして、例えば期間を決めて 1 年、2 年なり、特定の団体さんと契約を

して、その人たちに常駐するというわけじゃないけども、かなり深く関わってもらって、企画とか、運営とかいうところもかなりやってもらうと。

施設の管理っていうのは、また専門的な知識が要りますので、例えばどっかが壊れるとか、冷房が効かんとか、いろいろ話があるので、それはそれで施設管理をちゃんとやる専門家が必要なんで、それは直営でおやりになるか、あるいは民間に出すか、それはいろいろあります。

そこと分けて特にコンテンツみたいな話を、NPO で企画して運営するっていう仕組みを何かうまくつくれないかなっていうふうに思ってます。そうすると施設管理してる側は、もうそこで何をやるかってことに一切関わらないと。それはもうそっちでやってくださいと。もちろん危ないこととか、施設の構造上そんなことでできませんよという、そういう話はもちろんあるかと思うんで、その相談はもちろん受けてもらわなきゃいけないんですけども、これをしまししょう、あれをしまししょうっていうのは、もう全部 NPO で企画をして実行してもらおうというような運営の仕方があるのかなというふうには、ちょっと考えてます。これいかどうかは分かりませんけど。

そうでなければ、民間の業者がもし入るとすれば、その業者が全部仕切ると。何をやって、どういう企画を立ててってのを全部業者の責任でやるという格好になるのかなというふうに思うんです。どっちがいいのか、よく分からないんですけども、その2通りぐらいが考えられるかなと思います。

それで、さっきちょっと言おうと思ったんですけど、今のプールです。あれ、正直地盤が沈下してて杭が出てるっていう状況ではあったりするんです。あそこの活用の仕方を何となく考えているんですけども、床全部撤去しちゃって地面露出しちゃって、あの下に土入れて、単に屋根として使えないかなというふうに思ってるんですね。今、ガラスが両サイド入ってますけど、あれを例えば半分ぐらい撤去しちゃって、もう半分屋外みたいな格好の空間にすると、何か結構皆さん面白がって使うんじゃないかなって思ったりはしてるんですけどね。そうすると特徴的な外観を残せるし、沈下してる部分も、沈下したらまた土入れればいいんだというふうに思って、何かちょっとそんな使い方も考えてみたらどうかというふうに思ってます。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。村木委員、お願いいたします。

○村木委員

ありがとうございます。ちょっと事業方式についてはいろいろ思うことがあって、まず最初にこのページを見てみると、PFI 方式か直営化っていうのがありますけれども、試算すると恐らく直営のほうがお金がかかるはずだというふうに認識できるんです。VFM の算出等から考えてどうなのかっていうことが、1つ伺いたいことです。

それからあと2つ目に、PFI方式で分割選定と一括選定っていうのがありますが、分割選定にするとコーディネーターっていうのがどうなのかなっていう感じがして。今まで結構国の地域まちづくりのこういったNPOの審査等を長くやってきたことがあるんですけど、なかなか個別事業のNPOっていうのはいても、全体をコーディネートするようなNPOってなかなかいないと思われるので、それが何か当たりがあるんだったらいいんですけど、それも含めてっていうことであると、結構SPCに任せてたほうがうまくいくのではないのかなっていう感じがして。想定されるイメージと本当にそれができるかっていったところで、なかなか私なんかちょっと心配があるなと思って、この分割選定っていうのはちょっと心配があるっていうことを申し上げておきたいと思います。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。

○朝日委員

発言してよろしいですか。

○五十嵐委員長

他にいかがでしょう。どうぞ。

○朝日委員

すみません、朝日です。今のことに関連して私もお聞きしたかったんですけども、PFI方式の一括選定っていうのは現行となっていて、それで最初の前提条件として、何か一括でやったらあんまり教育行政に関するものが反映できなくてっていう、何か反省の下っていうのがあったような気がするんです。そここのところを確認したいのが1つです。

私も今までのご意見と同じように、運営と設計がやっぱりコミュニケーションしながらやったほうがいいので、SPC一括っていう形としては現行がいいんじゃないかと思うわけです。そうなんだけれども、要は投げた時になかなか創造性だとか、そういうものを発揮していただけなかったっていう経緯があるかと思うんですよね。PFI事業者の運営のところとコーディネーターの関係っていうのが、どういうふうに縛れるかとか、生かせるかっていうことなんです。ちょっと施設の要求水準書みたいな部分で、一括で運営事業者までやってもらうような時に、ある程度の長期的な東京都の教育行政とのコミュニケーションを取って変えていくようなことが、ある程度約束、コミットできればいいと思うんです。そのあたりはどうなのかっていうのが1つです。

もう1つ、それに関連して、PFIでやった時に結構SPCを組成するだけでコストもかかってくるしっていうことで、なかなかどれぐらい収益機会があるのかっていう、施設維持以外に収益機会があるのかっていうところも、多分すごく関心を持ってこられるところだと

思うんですね。その条件によってはどれぐらい創造的なものをしていただけるかっていうところもあると思うので、収益機会、カフェみたいなものもあるかもしれないし、あとはもうコーディネーターとの関係でイベントとか、いろんな取り組みに関する収入、費用がどう設定し得るのかっていうところで、今お考えというか、条件があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。今ちょっとご指摘いただいた部分で、今までの反省として民間に丸投げっていいですか、運営も含めて全部丸投げした時に、ほんとに都の施設としてトップランナーを走るような施設という形のものができるのかっていうのは、自分も正直疑問に思っているところがあって、その辺でコーディネーターと SPC との関係をどういうふうに組み立てていくのか、もしくは施設の設計なり何なりにどう条件付けていくのかっていうのは大事なかなと思うんです。それも含めて他にご意見いかがでしょうか。事務局から何かコメントがあればそちらもお願いいたします。

○戸田課長

事務局でございます。先ほど先生のほうから切り出す、なぜ切り出すのかという、体験活動の部分ですね。その部分ですが、いろいろとこの間 PFI 事業を進めていく中で、やはり課題であるとか、子供・若者の実態もいろんな多様化しているという現状がある中で、全体的に SPC の中にその体験活動をという形で一括してやるというよりも、より都の政策反映の観点でその時の時代背景とか、状況によって刻々と変わってくる部分があります。そこに呼応する形で、一度投げた部分の中での方向転換であるとか、よりターゲットを絞っていくとか、そういったところの部分を反映させるという観点では、今、左側のほうで案として考えている部分ですね。分割選定をやって、コーディネーターさん、いわゆる NPO とかによく精通されている団体さんのところに直接お願いをする形で進めるといったことが考えられます。実際、事業を展開する中での反省を次年度に生かせるような形で、PDCA が回っていくのかなという部分も考えられると思います。

現行の SPC さんの中の部分で、都のほうでどこまでお伝えができるかっていう部分とか、そういったところもありますので、より政策反映という、ダイレクトにやっていくというところと考えていくと、より良い方法という形で今は切り出すっていう方法が案としても考えられるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

○王委員

王です。発言してよろしいですか。

○五十嵐委員長

どうぞ。

○王委員

ありがとうございます。2点お話しさせていただきたくて、1点目がコーディネーターの今書かれている体験活動っていう部分に関して、恐らく現状想定されているのは、施設の中で行われる体験活動をコーディネーターが、外部のNPOさんだったり、会社さんに来ていただいて、オリジナルのプログラムを作るっていうところを想定されているんじゃないかなっていうふうに思っていて。ここに関しては体験活動を実施するっていうよりも、どっちかっていうと誘致するっていう意味合いを持たせていけたらなというふうに思っていて。

というのも、オリジナルで施設の中で、もちろんプログラム自体だったり、そういった体験活動を実施していく必要性はあるかと思うのですが、ただ、もうすでにたくさんの体験活動とかだったり、もうすでにあるプログラムとしてただ実施する場所がなかったりとかだったり、より多くの人たちに届けられるように活動が続けられなかったりするっていう団体さんも多いのかなっていうふうに思っていて。なので、一から全て体験活動を施設側でつくる必要性がなければ、そういった誘致できる団体さん、コーディネーターさんは、もっと領域自体も広がってくるんじゃないかなと思っていて。

例えばコンテストを実施している団体さんに関しては、いろんな事業者さんと連携して集客とかだったり、連携した講座実施とかだったり、大型のアップデート、長期の宿泊型のプログラムとかを実施されてる団体さんなんかも、それぞれの日にいろんな団体さんの中でワークショップを実施していただいているので、そういった連携してる団体さんは現状多いのかなっていうふうに思います。

ただ、全ての知見をやっぱり団体さんのほうで持ってるわけではないので、ここに関してはやっぱりオリジナルプログラムではなく、自分たちだと詳しくないプログラムに関しては誘致して実施していくような、そういった形が取ればいいんじゃないかなっていうふうに思います。

2点目に関しては、ものすごく私のほうでどうすべきなのかっていうところが分かってない部分なんです。分割選定していった場合の運営の部分、体験活動はもちろんコーディネーターのほうですが、この運営の部分の中に施設自体の例えば予約管理なんかの運営もあれば、一方で例えば先ほど意見として結構挙がっていた、青少年の方々が来て、この場を例えば自分たちなりに活動の拠点にしていきながらいろんな人たちを巻き込むっていう部分も、恐らくこの運営の部分に入ってくるんじゃないかなっていうふうに思っていて。

もし分割選定の目的自体がより社会教育に詳しい人を選定していくために分割している状態であれば、この運営の部分に関しても分割すべきかなっていうふうに思う一方で、連携

自体はものすごく難しいなっていうふうにも思います。なので、ちょっとすみません、あくまで視点としてお話しさせていただいた状態です。以上です。

○岩切委員

岩切です。今の王さんのご意見に付け加えてよろしいでしょうか。

○五十嵐委員長

どうぞ。

○岩切委員

ありがとうございます。私ら NPO で 20 年こういう活動を見てきて、何か大体やっぱり想像が付くっていうか、一括選定でいった時に、NPO 自身がもう何か 3 次請け、4 次請けみたいな感覚になっちゃってるっていうのはあると思うんですよ。結局のところやっぱりもう組織の規模サイズがアリとゾウぐらいに違うところで意思を組成することになるので、結局大きなところが基本的には主たる上になって、もう下の下の下ぐらいに NPO が小粒でばらばらばらみたい。だけど、コンペみたいなのに関しては、ちょっと NPO とかを立てながらみたいな感じでやってるっていうのが現状で、結局のところはその部分で相当何か条件っていうか、対等にやってるところってほぼないと思うんですよね。そこがやっぱりかなり最たる問題を秘めてるなっていう感じはすごくします。

今、王委員がちょっと触れてましたけども、分割選定、私はこれ初見に見た時はすごくいいなっていうふうには思いましたし、正直 NPO 側からするとすごく手は挙げやすくなっているんだと思うんです。というのは、NPO としては、やっぱり施設の設計、維持管理を含めて苦手分野のところがほとんどだと思うので、それを多分まとめて出なきゃいけないとなると、どっか付き合ってくれる企業を探さなきゃいけないみたいな感じにもなってくるので、構造としてはすごく理解できるなと思ったんです。

先ほどこれに該当する NPO があるのかっていうお話もありましたが、初見で見える限りはコーディネーターみたいなことができるのは、おおむね 2 種類いるかなと思ってます。1 つは、NPO の中間支援を行うような組織ですね。いわゆるいろんな NPO の分野をまたいで、NPO の組織運営なんかを支援してる中間支援、これは分野として無数にありますので、そこが手を挙げてやってくってということが、1 つは考えられる。もう 1 つは、当事者を代表するユースワーカーを専門的に有してる団体があり得るなというふうには思ってます。

なので、そのあたりの 2 種類、どちらかが多分手を挙げることに現実論としてはなるのかなというふうには思うんです。その施設の目的として考えた時に、やっぱり子供や若者のある種の代弁者でありつつ、都であったりだとか、関わる団体さんのどういうふうな方向性を持ってやってるのかっていうことも、汲みながらできるような専門性がある人がいる組織が、やはり見つけてくるところが極めて重要なのかなというふうには思ってます。

ただ、そこに関するところは、先ほど村木先生がおっしゃっていたようなことなんですけども、たくさんはないと思います。やっぱり相当限定はされるだろうなというところがあるかなと思います。

あとは、分割選定をやった時に、やっぱり恐らく相互のコミュニケーションはかなり難しくなってくるだろうなという気はしてまして、どうしても向かうべき、施設の運営としては一緒だと思うんですけども、多分企業側、設計だとか維持管理というのは、多分どちらかというと効率がテーマになってくるものです。効率にいかによくやっていくかっていうことなんですけども、右側の体験っていうのは効率が低いというか、やっぱり寄り添ったりとかしているととても手間がかかるというか、それを効率化してしまうと元も子もなくなっちゃうっていうところがありまして、そこが結構相反するところの概念で動いてるってところが、かなりコミュニケーションが難しいし、右側の一括になった時に上に来るのが効率性を重視する企業が上に来てしまうので、NPO が結局下に来るっていう構造にもなってしまってる場所にもつながってるなって感じるので、やっぱりその部分をどう調整するのがいいのかっていうのが、極めて重要なかなという気はします。それがもともと条件を付ければそれがうまくいくのか、何かその部分がやっぱりちょっとどうなのかなという気はします。

○小松委員

小松ですけど、今の話は結局運営組織をどうするかっていう話と、多分直結してるんだと思うんですね。誰が権限を持って全体をコントロールするのかっていうところがポイントで、今の例えば左側のやつでいくと、SPC の代表みたいなことが一番トップで、社長じゃないけども、映画で言うとプロデューサーみたいな役割をして全部を仕切ると。だから、コーディネーターも当然その指揮下に入らないと何もできないというようなことになってしまうと、なかなか自由にやりたくてもやれないよねっていう話になる可能性はあるんですよ。

だから、そこはもし分けるのであれば、コーディネーターが自由に動けるような仕掛けをやっぱりちゃんとつくっておかないといけないってことになるんで、それはどういう組織で、どうやればいいのかってのは、ちょっと私も全然分からないんですけどもね。何かそんなような防波堤をつくっておくってようなことが必要になるのかなっていうふうには、ちょっと想像はしてますけど。

じゃあ、それでコーディネーターの側がうまく動けるのかっていうと、もしかしたらまた何だかよく分からなくなって、はちゃめちゃんになる可能性もなくはないなっていうふうに思うし。そうなった時に誰が責任取るんだって話に今度またなってくるんで、やっぱりその辺は難しいですね。そこはやっぱりちゃんと設計というかね、想定をしておかないと、なかなか動かないんじゃないかなっていう気がしますね。この辺になるとちょっともう難し過ぎて分かんないです。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。どうぞ。

○朝日委員

追加でよろしいですか。すみません。朝日です。

PFI 事業者の運営のところが、いわゆる予約管理とか、効率っていうようなところをやっているだけでいいっていうだけだとすると、それはできませんというようなことで、コーディネーター側のほうのことはできませんっていうようなことになっちゃいかねない。要はコーディネーターが何かを持ってきた時のものじゃなくて、日常の共創的なものって今までの議論でもあったと思うので、施設管理にとどまらない共創的な運営っていうところについては、日常的な、そこは担ってもらえるような要求だったり、あるいは評価的なシステムを入れていかないと。自主評価してもらってという案もありますし、何かそういった仕組みを提案してもらってどうか、施設管理に止まらない運営面も含めた自己評価システムみたいなのを何か提案してくるようなところも見たい気もするので。そういった運営のところを工夫して発注するというか、要求するっていう出し方はあるんじゃないかなと思いました。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございました。

○小松委員

でも、そういう、すみません、そうなるをやっばりできる人がそんなに多くないような気がしますけどね。例えばゼネコンなんか出てきますけども、ゼネコンはそれは苦手でしょうね、多分ね。それって誰がやるのかなっていうのはちょっと気にはなりますけどね。すみません。

○五十嵐委員長

私も同感でして、運営をじゃあ何とかしてくださいって民間に投げてもなかなか難しいと思うんですね。効率性をどうしても重視してしまうということなので、もうコーディネーターと SPC といいですか、民間業者との関係をどうするのか、運営をどうするのかっていうのは、かなり事前に知恵を絞って、やるべき管理の在り方としては、そういったものはやっぱりある程度形づくっていかないといけないんじゃないかなっていうふうに思いました。

それと設計との関係なんですけど、そういった場合、運営ですとか、管理の在り方を前提とした設計に反映させるっていうのが、自分としては大事だと思っていて、自由度を持った設計をしておけば後で何とかなるっていうのもあるとは思いますが、やはり開業当初

うまく進めるためには、やっぱりそういったところを事前にかなり検討しておく必要があるんじゃないかなっていうふうに思います。

勝手にしゃべりましたけど、村木さん、どうぞ。

○村木委員

今、議論の中でちょっと気になったのが、この SPC の中にコーディネーターが入るっていうのがほんとに無理なのかっていうのは、類似施設とかでこういう機能までをやっているような SPC ってないのかっていうのは、コンサルさん等で確認とかされていないのでしょうか。

それも含めて決してうまくいかないっていうことが分かっているのであれば、分割選定でその SPC とコーディネーターっていうのがうまくいくための方法と、あと、どのあたりに課題があるのかっていうのを考えないといけないと思うんです。SPC 選定の際にそのコーディネーター機能としてどこまでを SPC に要求するのかっていうことは、明確にしておけばそんなに大変なことなのかなっていうのが、ちょっと私は思うので。事例がほんとにないのかをちょっとお伺いしたいです。ありがとうございます。

○五十嵐委員長

事務局、何かありますか。

○戸田課長

すみません。ありがとうございます。SPC の中でいわゆる体験活動みたいところですね。そういったところをやって、事例としては全部が全部、全て全くうまくいっていないかという、なかなかその部分は事例の中で、SPC の中にそういったいわゆるプログラムが秀でている団体さんが入っていくことによって、そこをちょっとうまく回しているようなところの事例もあるというのは、事実としてあるところです。

その上でそういった SPC さんの手の挙げ方というか、条件の縛り方によってそれを担保していくのか。それとも今回の左側にあるような形でもう切り分けて、切り分けた体験活動については別にコーディネーターという形でやるかといったところも考えています。より都の政策反映とか、そういったところを観点としてやる場合には、コーディネーターに切り出しをして、そこでやっていくほうが都のグリップのほうもうまく利かせながら、事業も NPO さんとの活動も含めてうまく事業を回していけるんじゃないかというところがあって、分割選定を案の 1 つとして考えたところでございます。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。村木さん、どうぞ。

○村木委員

すみません、何度も。SPC の監督をするのが公共側の役割だと思うので、グリップって何か SPC に投げたら全部利かないってわけではないというのが、私の PFI の理解なんです。あとは分割にしてしまった際のリスクがどこにあるのかっていうのも含めて、よくよく考えないといけないのではないかというふうに思います。ありがとうございました。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。もう 1 つ、体験活動の参加料の在り方について、無料かどうか、収入によって差を付けるのかとか、そういった点が実は論点として残されておりまして、そこを含めて何かご意見があればお願いいたします。

○王委員

王です。発言してよろしいですか。

○五十嵐委員長

王さん、どうぞ。

○王委員

はい。事務局にお伺いしたいのは、ここで言う参加料っていうのは、コーディネーター側が実施する体験活動で参加料を取るべきかどうかっていうところで、少し分けたいのは、もし例えばすでに外部で実施されている有料のプログラム、例えばロボット教室があり、それを誘致してきた場合、参加料をもし取らないとしたら、その場合の費用っていうのは、東京都さんからコーディネーターを通して支払われるっていう認識になりますか。

○五十嵐委員長

その辺の想定はどうですか。

○戸田課長

今の話は、もうすでに別のプログラムの中で、例えば年 10 回ぐらいの中でも参加者が払っているということという意味ですか。

○王委員

ごめんなさい。イメージとしては、施設で行われる体験活動は、施設が主催側としてその体験活動を実施する場合は、参加費用に関しては決めれるかと思うのですが、主催側があくまで誘致してきた団体がこの施設を使って開催する場合に関しては、そこは参加料のありなしに関しては議論はしなくていいっていう認識なんですか。

○村松課長代理

今、コーディネーターが企画、NPO さんが企画実施する体験活動の参加料の在り方というところにご意見を頂きたいというのは、こちら多様な子供・若者への体験活動というところを中核として考えているところで、例えば参加料だったり、交通費自体も負担になるというようなケースもあるかと思うんです。この事業対象の子たちに参加をしていただけるような仕組みとして、参加料を極端な話、0 円にすべきかどうか、ちょっとそういったところのご意見を頂ければと思っています。

○王委員

ありがとうございます。ちょっと前提的な部分としては、私としてはコーディネーター側で実施する体験活動っていうよりも、どちらかというと外部を誘致して行って、連携して活動を実施していったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこでプログラムとしていっぱい主催するっていうところをあんまり想定してない状態なんですけども。ただ、そこで実施される体験活動に関しては、やはり参加料に関してはなるべく無料にしていくべきなのかなというふうに思っています。

そこで例えば世帯年収とかで差別化を図っていった場合だとしても、結構大型のプログラム、高額プログラムとかは親御さんと一緒に、親御さんからお金を出してもらうこととかがあるんですけども、こういったワンデーの体験活動とかに関しては、子供自身がお金を支払ってこの場に来ているっていうところもあって、彼らの参加の選択肢自体がどんどんどんどん減ってしまうっていう状態になるかと思うので、なので、一括で参加費用なしにしていくべきなのかなというふうには思っております。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。要はちょっと参加料の問題って財源の問題だったりすると思いますので、じゃあ、実際プログラムをやれば実費がかかってくるわけですし、NPO の方の人件費等どうするんだって話があります。とすると財源としては東京都が出すのか、それとも他の協力してくれる企業から寄付なり何なりを得るのかというような話になってくるかなと思います。そういうあたりだと思うんですけど、どうでしょうか。

○朝日委員

すみません。今の点でちょっと思ったことなんですけど、財源があれば参加の機会を確保するっていう意味での無料っていうのはあるかと思うんですけど、一方で PFI 事業者と同じようにコーディネーターの活動にも成果の統制の観点ってやっぱり必要だと思いますので、それが先ほどの効率とは違うところなので、なかなか難しいところだと思うんですね。長期的な効果であったり、なかなか測りにくいものであったりするとは思いますが、そこで

財源が行政なのか、公共なのか、民間なのかっていうところは、結構大きな話だと思います。

もしその可能性が全然分からないんですけども、民間からの拠出で何か成り立つようなところがあるのであれば、行政に対する説明責任っていうのプラス出資者、出資っていうか、資金の出し手に対する説明責任っていうところが出てくると思うんですね。それがいい方向に働けばいいものになりますし、民間企業が公的なものにお金を出すっていう流れの中にも少し貢献していくような部分がある。それをどういうふうに社会に企業のほうが企業価値、あるいは自分たちがやってることを社会に示すかっていう観点にもつながる部分もあると思います。今すぐうまくいくか分からないんですけど、世の中の流れとしてはいい組み合わせ、財源として民間っていうところを少し考えていくことは、いい流れなんじゃないかなというふうに感じました。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。他に、最後になってきますけれども、ご意見あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○岩切委員

岩切です。

○五十嵐委員長

はい、どうぞ。

○岩切委員

困窮者支援と教育支援等をずっとやってきた観点からちょっとお話をさせていただきたいと思います。恐らく教育活動、いわゆる子育て支援とか、教育支援として考えるのであれば無料に近いほうが、無料または安価というほうが確実に参加は当然しやすくなるかなとは思ってます。

かなり世帯所得等によって参加費を例えば3段階、5段階とかに分けていく作業っていうのは、かなりオペレーションが難しくなるというところもありますし、確認作業がまた壁になるっていうところも利用者側からかなりあります。最近個人情報について非常にご家庭も構えてるところでして、誰がどのように確認をして管理をしてるのかというところが、やっぱり非常に難しいなというふうには思ってます。なので、そういった運営する側、利用する側にとってのオペレーションコストといいますか、所得状況を証明するための確認し合うということが、ちょっと現実論としては難しい要素が結構多いんじゃないのかなというふうには思います。

ただ、先ほどの無料でやるということに関しても、またこれもちょっとデメリットが実はありまして、われわれもひとり親家庭なんかに対して無料で体験活動を実施するという機

会を頂いたりすることが実際にあるんですけれども、やはりすごく申し込みが殺到して、結局抽選というパターンになるんです。ただ、結局取りあえず申し込んでる人たちっていうのがある程度いて、ふたを開けてみると結局 3 分の 2 ぐらいしかなくて、ほんとに来たかった 3 分の 1 ぐらいの人は、果たしてほんとにそれがやっているのかっていう疑問も同時に感じる場合があります。なので、それはもう無料でやる限りしょうがないというふうに受け止めてやるっていうことも考えられるんですけども、一方でやはりちょっとデメリットとしては感じているところかなというふうには思ってます。

どうしても特に体験系ですと、一人一人に対するコストとしてご用意をする。だから、30 人来るんだったら、30 人子供たちを受け入れるための用意をしまするので、当然 20 人しか来なければ、10 人分の食材はもうそこで無駄になってしまうという、こういった現実的なところもやっぱりあったりするので、そのあたりがちょっと難しいなというのは、日々感じながらやらせていただいているところがあるかなというふうには思います。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。実務面で非常に貴重なご意見を頂きました。

他にありますか。大丈夫ですか。かなりいろいろご意見が出たかと思います。コーディネーターをどう位置付けるのか、それに対して、じゃあ、事務局どうするのかとか、そういったところを、かなり運営ですとそういったところのつくり込みが必要かなと自分は思いますけれども、そこも含めて今後またご検討を頂ければというふうに思います。

他に何もなければ本日の検討は終了させていただきたいと思います。

○岩切委員

五十嵐先生、ごめんなさい。今回ちょっと取り上げられてない面で、東京都さんのほうにぜひ考えていただきたいと思う点が 1 点だけありまして、日本版 DBS の話がもう今年度内に一応政府としては、こども家庭庁のほうで指針を出されるということでお話をされています。この施設に関して日本版 DBS の適用をどこまでしていくのかっていうのは、結構難しい問題だなっていうふうには感じてます。恐らく直営であれば、直営のスタッフとかはこの対応になると思うんですけども、やっぱり NPO の中にもこの対応を取るところと、実際指針次第なんですけど、取れない NPO が多分恐らく出てくるだろうと。子ども食堂さん等も二極化するだろうというふうに今考えているところなんです。やはりそのあたりの子供たちの性加害を、子供たちを守っていくという姿勢は当然として必要だと思うんですけど、まだこの委員会で取り上げていなかったのも、ちょっと近々の課題としてぜひどこかでご検討いただけたらなというふうに思ってます。以上です。

○五十嵐委員長

ありがとうございます。議事進行、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

た。じゃあ、事務局、お願いいたします。

○村松課長代理

五十嵐先生、ありがとうございました。

では、以上をもちまして議事は終了とさせていただきます。委員の皆さま、本日は貴重なご意見をたくさん頂きましてありがとうございました。

今回頂きました施設整備だったり、事業手法についてのご意見を踏まえまして、施設計画を固めてまいりますとともに、事業期間や事業費、運営の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

第3回の検討委員会の開催、現時点で未定ではありますが、9月ごろを予定してございます。詳細につきましては、改めてご案内させていただきます。

では、以上をもちまして本日の（仮称）子供・若者体験活動施設区部基本計画検討委員会、第2回は終了とさせていただきます。皆さま、本日はどうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

午後 4 時 50 分 閉会